



# 次世代研究者挑戦的研究プログラム

～博士後期課程学生の挑戦を支援する～

## 事業説明資料

令和3年6月

国立研究開発法人科学技術振興機構  
次世代研究者挑戦的研究プログラム推進室

## 事業の背景と目的

---

### 【背景】

- 博士後期課程における経済的不安とアカデミアや産業界を含む将来のキャリアパスが不透明であるため、博士後期課程への進学率が低下傾向
- 博士後期課程学生と産業界のニーズとのミスマッチ等により、博士後期課程修了者の就職率が停滞



### 【事業の目的】

- 博士後期課程学生による既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を支援
- 生活費相当額を含めた研究奨励費等を支給することで学生が研究に専念できる環境を整備
- あわせてキャリアパスの支援等を行い、優秀な博士後期課程学生を多様なキャリアパスで活躍できる博士人材へと導く

# 事業の政策的位置づけ

## 第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）

### 2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化

#### (1) 多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築

##### 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）

生活費相当額程度を受給する博士後期課程学生：優秀な博士後期課程学生の処遇向上に向けて、**2025年度までに、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加**（修士課程からの進学者数の約7割に相当）。また、将来的に、希望する優秀な博士後期課程学生全てが生活費相当額を受給。

##### 具体的な取組

#### ①博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの拡大

- 大学ファンドの運用益の活用やそれに先駆けた博士後期課程学生への支援を強化する取組**などを進める。

### 研究強化・若手研究者支援総合パッケージ (令和2年1月策定)

#### 博士後期課程学生の処遇の向上

##### [達成目標]

多様な財源を活用し、将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できるよう、**当面、修士課程からの進学者数の約5割※に相当する学生が受給できることを目指す。**（早期達成）

※全博士後期課程学生（74,367人,2018）の10.4%が受給（2015）。修士課程からの進学者数（約30,000人,2018）の約5割が受給できる場合、全博士後期課程学生の2割程度に相当。

### 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策 (令和2年12月閣議決定)

#### 2. 経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上 (2) イノベーションの促進

特に、**10兆円規模の大学ファンドを創設**し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、**博士課程学生などの若手人材育成等を推進**することで、我が国のイノベーション・エコシステムを構築する。

本事業は、大学ファンド運用により得られた財源の活用による実施に先行して行うものと位置づけ  
**(大学ファンドまでの“つなぎ”支援)**

## 事業の概要①

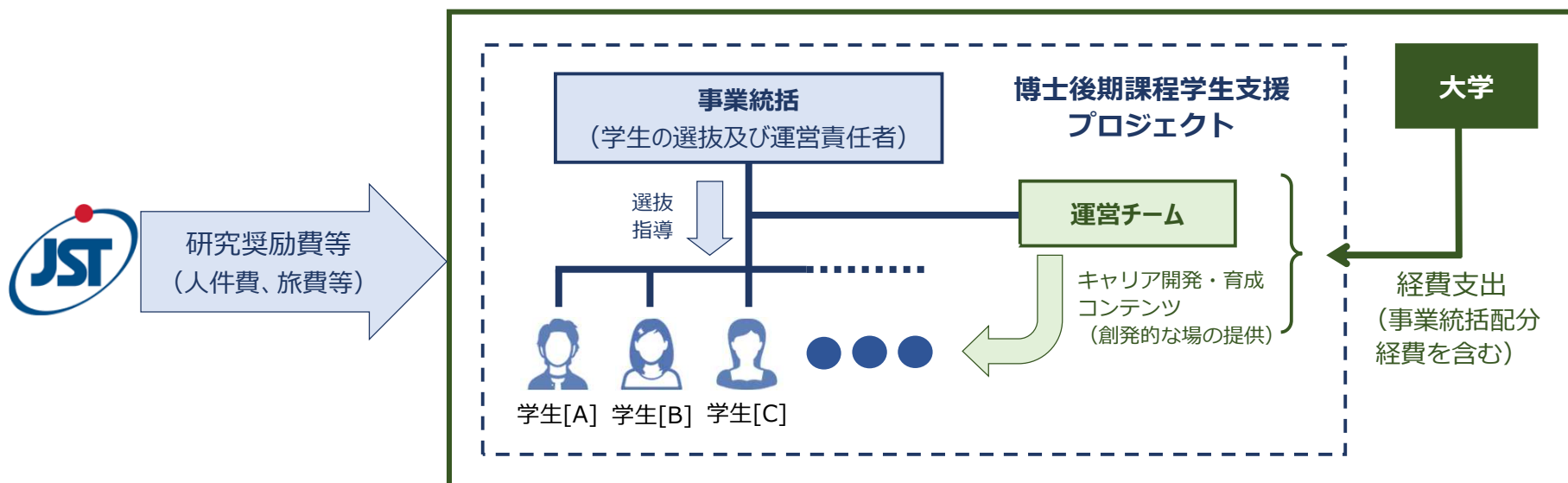
### □ 申請主体及び事業実施機関：事業統括

- 日本国内の国公立大学が、事業統括をあらかじめ決定し、当該事業統括が申請を行う。
- 複数大学の所属学生を一括して対象とする等の共同申請も可能。

### □ 支援内容：博士後期課程学生支援プロジェクト

- 事業統括により既存の学内組織・分野の枠組みを越えて適切に選抜された優秀な博士後期課程学生に対し、生活費相当額及び研究費の支給やキャリア開発・育成コンテンツの提供等を一体的に推進する、各大学における博士後期課程学生支援の取組。

※ 博士後期課程学生支援プロジェクトの実施状況等に関しては、JSTから学生に対する直接のフォローアップも含めたモニタリング・評価を実施。



## 事業の概要②

---

### □ 研究分野等：

博士後期課程学生支援プロジェクトが将来の我が国の科学技術・イノベーションの基盤となり、社会課題の解決に資する可能性があるものであれば、研究分野等は指定しない。

大学における戦略的な重点研究分野の他、下記の例のような視点から、自然科学や人文・社会科学を含む分野横断型の博士後期課程学生支援プロジェクトの提案も望まれる。

#### 【分野横断的な視点の例】

- 研究領域の創成 多様な分野の博士後期課程学生の結集により、将来、大学において国際的にも先導できるような研究領域の創出とそれを担う研究者の育成を目指す。
- 社会課題の解決 現在直面している、もしくは将来顕在化すると予想される社会課題に対し、多様なアプローチからその解決に資する初期段階の研究成果を得るとともに、将来的にその社会課題解決に貢献できる研究者の育成を目指す。
- 産学連携・地域 幅広い基礎学問領域を基盤とし、産業界と連携した研究や地域の研究開発や技術力の向上に資する研究を実施する。

※ 1大学につき、1件（1名の事業統括）のみ申請が可能。

※ 1プロジェクトにおける博士後期課程学生数に上限及び下限はないが、事業統括が運営チームとともに責任をもって適切な選抜を実施し、キャリア開発・育成コンテンツ等を遂行し、マネジメントできる人数規模として精査されたものであることが必要。

## 事業の概要③

### □ 実施期間及び人数規模：

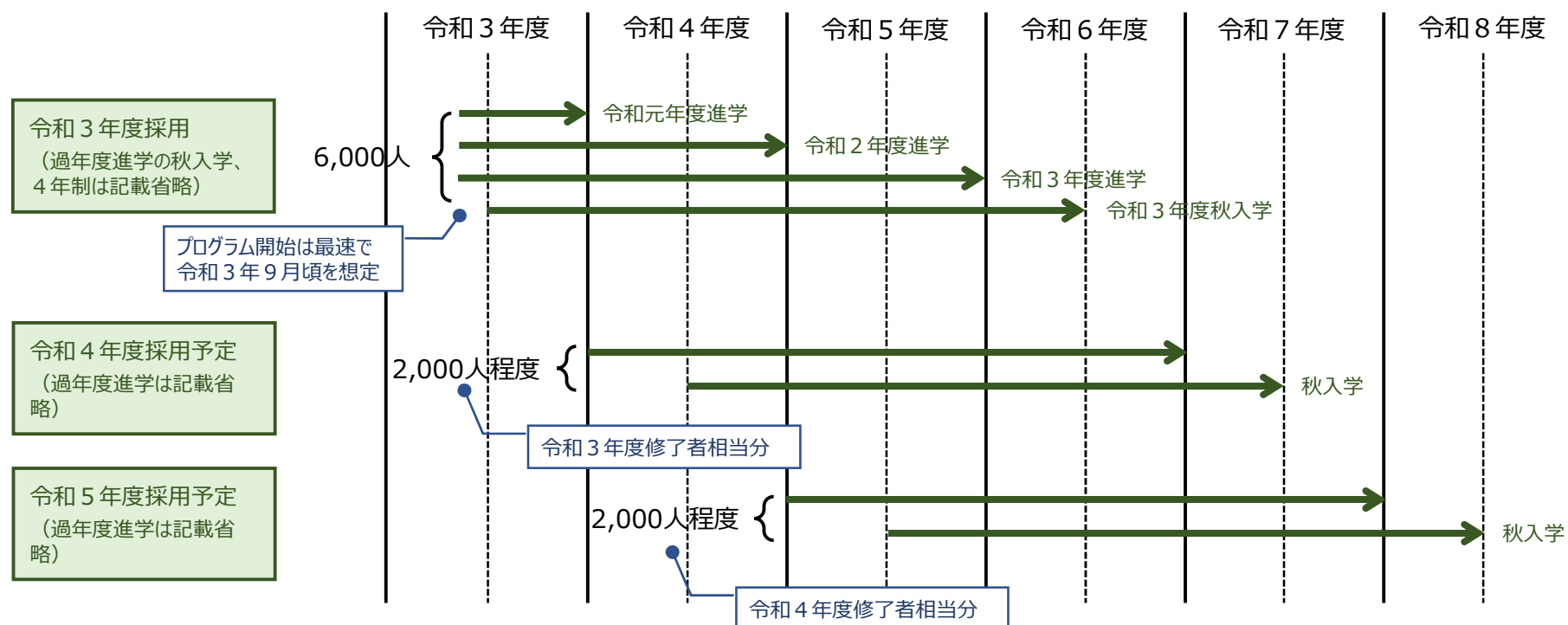
● **プロジェクト計画期間**：最大5年度（4年制の場合は最大6年度）

● **対象となる学生**：令和3年度採用分 最大6,000人

（博士後期課程学生1年（秋入学を含む）、2年、3年、4年（4年制のみ）の合計）

※ うち、令和3年度修了者、令和4年度修了者、令和5年度修了者が各2,000人程度を想定。

※ 令和4年度以降の採用枠は、前年度からの継続分とあわせ最大6,000人規模を想定するものの、事業統括及び大学の取組状況や予算の状況等を踏まえ、毎年度、検討。



## 事業の概要④

### □ 経費：

- 博士後期課程学生 1 人あたりの支給額（生活費相当額 + 研究費）は290万円/年を基準（上限額）とする。
- この内、JSTが 4 分の 3 を研究奨励費等として最大約220万円/年を負担。
- このほか、1 学生当たり最大で約70万円/年に相当する額の合計額を事業統括配分経費として支給。



### 【事業統括配分経費】

- 事業統括の独立したイニシアティブによる配分経費として別途措置。
  - 事業統括はこの配分方法等を通じて、自身が選抜した博士後期課程学生に対し、個別の支援内容の調整を行うことが可能。
- ※ 大学の追加支出により支給額が290万円/年を超えることも可能とする。
- ※ 1 人の博士後期課程学生への支給額は、220万円/年を下回らない（うち生活費相当額は180万円以上/年を確保した上で、研究費も一定額を確保する）こととする。生活費相当額の上限は240万円/年を基準とする。
- ※ 研究奨励費等及び事業統括配分経費の配分は、採択された年間の計画に基づき行うこととし、年度後半に研究費の余剰が見込まれた場合にこれを振り替えて生活費相当額の増額支給を行うことはできない。
- ※ 事業統括配分経費を合算して、計画よりも支援対象人数を増やすことはできない。

## 事業の概要⑤

---

□ **公募期間**：以下、2つの日程を予定。

### 【A日程】

- ・ 申請締切：7月15日（木）正午【厳守】
- ・ 審査：7月中旬～下旬頃
- ・ 選定結果決定・通知・発表、事業統括による博士後期課程学生の選抜：8月以降
- ・ 支援開始：9月頃

### 【B日程】 ※ A日程の結果、博士後期課程学生の採用枠に残余がある場合のみ

- ・ 申請締切：9月30日（木）正午【厳守】
- ・ 審査：10月上旬～中旬頃
- ・ 選定結果決定・通知・発表、事業統括による博士後期課程学生の選抜：10月下旬以降
- ・ 支援開始：11月頃

※ B日程については、A日程での採択の結果、博士後期課程学生の採用枠に残余がある場合のみ実施。

※ A日程に申請して不採択となった場合に、計画の見直しを行った上で再度B日程に申請することも可能。

※ スケジュールは予定、変更の可能性あり。



## 対象となる博士後期課程学生

---

□ 対象となる博士後期課程学生について：

令和3年度時点で下記のいずれかの大学院博士課程に在籍する者を支援対象とする。

- ①区分制の博士課程後期（第1年次～第3年次相当）に在学する者
- ②一貫性の博士課程（第3年次～第5年次相当）に在学する者
- ③後期3年の課程のみの博士課程（第1年次～第3年次相当）に在学する者
- ④医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程（第1年次～第4年次相当）に在学する者

※ 支援期間は最大3年間(4年制の場合は4年間)とし、在学期間が3年間（4年制の場合は4年間）を超える場合は、支援期間にかかわらず、以降の期間は支援の対象とならない。

※ ただし、出産・育児等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等も可能とする。

※ 年齢制限は特に設けない。

## 他事業との重複

---

### □ 学生の受給重複制限：

博士後期課程学生支援プロジェクトの実施に支障がないと認められる範囲で学生が、自身の教育研究活動の対価としてTA、RA活動等の報酬等を別途受給していても、本事業の対象として差し支えない。

ただし、下記の事業による支援対象等に該当する学生については、本事業の対象とならない。

#### 【受給不可】

- 文部科学省「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の対象学生
  - 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員
  - 社会人学生等（所属する大学や企業等から、生活給として十分な水準で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生）
  - 国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生
- ※ 上記以外の事業等であれば、学生が当該事業等の支援を受けていても、本事業の対象として差し支えない。
- ※ 他方、大学等が本事業実施前から行ってきた奨学金等の取組が縮小されるような場合（実質的に振り替わっていると認められる場合を含む）は、本事業の趣旨を損ねる事象として、改善勧告等を行うことがある。

## 複数大学が連携した申請

---

### □ 主幹大学と連携大学の共同申請

既存の枠組みを超えて研究者を融合させ、挑戦性を伸張すべく、理科系の単科大学と文科系の単科大学の連携等、複数大学の連携による共同申請も推奨されます。その場合、以下の事項について遵守をお願い致します。

- ① 共同申請を行う各大学が各大学の事業統括をあらかじめ選定し、各事業統括は連携して他大学における学生の選抜にも主体的に参画する等、博士後期課程学生支援プロジェクト全体を協力して主導すること。
- ② 共同申請を行う事業統括のうち1名を主幹事業統括、主幹事業統括が所属する大学を主幹大学とし、主幹大学は事務等に関する全体調整の役割を果たすこと。
- ③ 上記①、②について、連携する全大学が合意していることを明らかにするため、採択後3ヶ月以内を目処に大学間で協定等を締結し、JSTに報告すること。
- ④ JSTからの交付は、各大学へ行きます。交付申請書に添付する博士後期課程学生支援プロジェクト計画は同一のものとし、同計画に複数大学の連携による実施であることを記載すること。

## 博士後期課程学生支援プロジェクト

---

### □ 博士後期課程学生支援プロジェクトについて：

- 博士後期課程学生支援プロジェクトとは、事業統括のもとで各大学において実施される博士後期課程学生支援の取組を総称するものであり、個々の博士後期課程学生ならびに学生の実施する研究とキャリア開発・育成コンテンツが一体的にマネジメントされることで、博士後期課程学生を様々なキャリアパスにおいて活躍できる博士人材へと導くことを目的とするものです。
- 個々の学生による活動だけでは実現できない研究力向上や研究者能力開発の成果を得るために事業統括はリーダーシップを発揮し、学生を相互に刺激し、キャリア開発・育成コンテンツを有効に活用するようなマネジメントを行うことで、卓越した博士課程人材を輩出することが期待されます。
- なお、本事業では、「研究奨励費等」及び「事業統括配分経費」を措置しますが、これは博士後期課程学生支援プロジェクトを通じて個々の博士後期課程学生へ支給される研究奨励費（生活費相当額）及び研究費の原資として措置されるものであり、いわゆる大学の事務経費等に充てることはできず、また別途事務経費等の措置もありませんのでご注意ください。

## キャリア開発・育成コンテンツ

---

### □ キャリア開発・育成コンテンツについて：

大学は、博士後期課程学生支援プロジェクトを効果的に実施するため、創発的な場を提供するキャリア開発・育成コンテンツ（国際性の涵養（例：短期留学・海外派遣研修の実施等）、学際性の涵養、キャリア開発、トランスファラブルスキル（※）の習得、インターンシップ等）を実施します。

（※）社会人に求められる能力のうち、特に転用・応用可能で、分野や業態を問わず活用するために必要となる汎用性の高いもの。

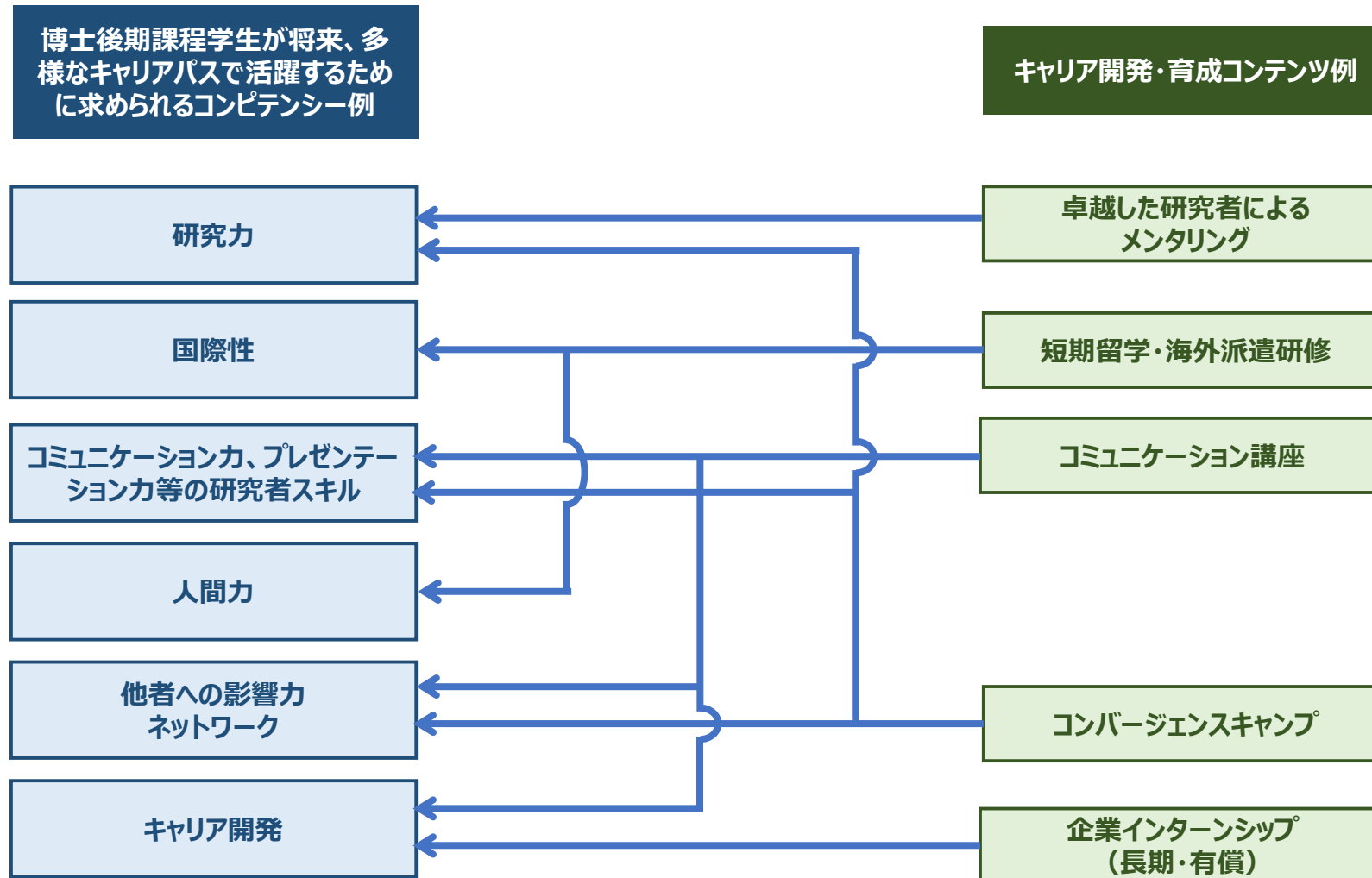
- 経費の内容により、学生に支給される研究費の一部を活用することも想定。
- キャリア開発・育成コンテンツは、博士後期課程学生に対して創発的な場を提供する等により、博士後期課程学生が将来、多様なキャリアパスにおいて活躍するために求められるコンピテンシー（※）を育成する取組です。

（※）職務や役割における基礎的な能力や専門知識・技術、ノウハウなど、優秀な成果を発揮するための行動特性。

- これまで、各大学において整備してきたキャリア支援プログラム、大学院における副専攻プログラム等を活用し、事業統括のもと、これらを更に発展させることを想定しています。また、発展させたプログラムが本事業の対象となっていない学生やポスドク等に展開されることにより、大学における研究者の能力開発につながっていくことが望まれます。
- また、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）による国際的な融合研究拠点や、センター・オブ・イノベーション（COI）事業等の拠点事業におけるマネジメントシステム等を活用する、あるいはリーディング大学院、卓越大学院、人材育成コンソーシアム等において開発された育成プログラム等移植する等、他事業で得られた成果やノウハウを導入し、更に発展させることも期待されます。

# キャリア開発・育成コンテンツの例

## キャリア開発・育成コンテンツの例



## キャリア開発・育成コンテンツの連携実施

---

### □ キャリア開発・育成コンテンツの連携実施について

共同申請を行わない大学間においても、キャリア開発・育成コンテンツを効率的に実施する等の理由により、キャリア開発・育成コンテンツの複数大学の連携による連携実施が可能です。その場合の取り扱いは以下のとおりです。

- 応募時は採否が未定であることから、キャリア開発・育成コンテンツの連携実施を前提とした申請はできません。
- 採択決定後、以下の事項を満たす場合は、当事者間の合意により連携実施することを可能とします。
  - ✓ 申請時におけるキャリア開発・育成コンテンツの内容を逸脱していないとJSTが認めること。
  - ✓ 各博士後期課程学生支援プロジェクトにおける事業統括のガバナンスを阻害しないとJSTが認めること。

## 運営チーム

---

### □ 運営チームについて：

- キャリア開発・育成コンテンツを実施するため、事業統括のもとに運営チームを構築することが求められます。
- 運営チームは、既存のキャリア支援のための組織や産学連携のための組織等を活用することが想定されますが、本事業の趣旨を踏まえ、部局横断的な組織であることなどが求められます。また、これら既存の組織と兼務することは妨げませんが、その場合であっても事業統括のもとバーチャルな体制を構築することが求められます。
- 運営チームの例：URAや技術職員等の専門職と含めた他の教職員、産業界からの外部有識者等による  
キャリア開発・育成コンテンツの企画・実施組織等。



## 応募要件①

---

### □ 応募要件

#### (1) 事業統括の要件

- a. 事業統括となる博士後期課程学生支援プロジェクト提案者自らが、プロジェクトの構想を有し、その構想を実現するために主体的な役割を果たすこと。
- b. 事業開始時に日本国内の国公立大学に所属しており、少なくとも令和4年度入学の学生が博士後期課程を修了するまでの間、事業統括として博士後期課程学生支援プロジェクト全体の責務を負うことが可能であること。
- c. 所属研究機関において、研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JSTが提供する教育プログラムを応募締切までに終了していること。

## 応募要件②

---

### (2) 大学の要件

a. 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。）

ただし、博士後期課程を設置しているものに限る。また、学校教育法第109条の規程に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果「不適合」の判定を受けている大学は除く。

b. 各大学は、博士後期課程学生の育成プログラム、キャリア開発、相互啓発など、優秀な博士後期課程学生を多様なキャリアパスで活躍できる博士人材へと導く、大学独自の取組を行うことが可能なこと。

c. 各大学は、本事業に関する事務処理の対応が可能なこと。

d. 各大学は、参加する博士後期課程学生に対して実施期間中の専攻や研究室の異動等も可能とするポータビリティを確保（※）すること。

(※) 参加する博士後期課程学生に対し、学生の希望に応じて以下のような措置を含めた柔軟な対応を採るようお願いします。

- 実施期間中の専攻や研究室の異動、海外・他大学での活動等について、学生から希望する意向が示された場合は、これを基本的に可能とするよう、ポータビリティを確保すること。
- 学生が海外の大学での研究を希望する場合は、その形態や期間等を踏まえた上で、キャリア開発・育成コンテンツの一環として研究費から旅費を拠出して当該海外大学への派遣機会を提供するなど、可能な範囲で本事業を活用した支援を行うこと。
- 学生が他大学での研究を希望する場合は、その形態や期間等を踏まえた上で、大学間の調整により当該他大学に指導委託をするなど、可能な範囲で本事業の趣旨を踏まえて学生の研究環境の充実を図ること。（この場合、学生の研究費等は、当該他大学に対し支出することになります。）

## 応募の制限

---

### □ 事業内における重複応募の制限

本事業において、以下のとおり重複応募についての制限を予め明確化しています。

ここに記載のないJST内外の他事業についても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると個別に判断される場合には、一定の措置を行うことがあります。

- (1) 事業統括として1件のみ応募が可能です。
- (2) 共同申請を行う大学間で主幹事業統括と他の事業統括を互いに入れ替え、複数の申請を行うことはできません。
- (3) 同一人物が複数大学の事業統括を兼任することはできません。
- (4) 事業統括として採択された博士後期課程学生支援プロジェクトを実施する大学の別の研究者等が、他大学の事業統括の運営チームに外部委員として参画・協力することは可能です。

## 申請内容

---

□ 大学からの申請内容は以下の通りです。

1. 博士後期課程学生支援プロジェクトの題目

2. 博士後期課程学生支援プロジェクトの実施予定期間

3. 概要

博士後期課程学生支援プロジェクトの目的及び内容並びにキャリア開発・育成コンテンツの概要、事業統括の自己PRを記載

4. 推進体制

事業統括のもとで博士後期課程学生支援プロジェクトを効果的に実施するための体制を記載

5. 博士後期課程学生支援プロジェクトの目的及び内容

(1) 博士後期課程学生支援プロジェクトの目的及び内容を記載

(2) キャリア開発・育成コンテンツに関する構想を記載

6. 博士後期課程学生の選抜

優秀で将来性のある博士後期課程学生の募集・選考方法・選抜計画・事業統括配分経費の配分方法等を記載

7. 実施内容

各年度における博士後期課程学生支援プロジェクトの実施スケジュールや既存の枠組みとの連携、運営チーム体制を記載

8. 事業統括経歴

事業統括の現在の業務内容や保有するネットワーク等の経歴を記載

9. 予算

## 審査の観点①

---

□ 提案された個別の審査項目に関する審査の観点を以下のとおりとし、審査を実施します。

### 1. 事業統括の資質能力

- 事業統括は、本事業の趣旨を正確に踏まえた上で、我が国が将来重点的に対応すべき課題（新規研究分野の開拓や社会課題解決への貢献等）の解決に向けた戦略の実現に向け、若手研究者としての博士後期課程学生の育成、大学院教育改革の推進等に関する明確なビジョンを有しているか。
- 事業統括は、本事業の趣旨を正確に踏まえた上で、既存の大学組織・分野の枠組みを越えて優秀な博士後期課程学生の選抜を行い、挑戦的・融合的な研究を推進する知見と実行力を備えているか。また、国際競争力のある卓越した海外機関との連携・交流実績等の国際的素養を備えているか。
- 事業統括が、既存の大学組織・分野の枠組みを越えて挑戦的・融合的な研究課題の探索とこれを担う若手研究者の育成を一体的に推進するために必要な事業統括の運営チームが学内に構築されているか。（URAや技術職員、その他の教職員、産業界からの外部有識者等）
- 事業統括及び事業統括の運営チームは、博士後期課程学生が主体的に自らの研究を行い得る研究環境及び多様なキャリアパスの形成に向けた支援の提供に際して活用できるような、国内外の産業界を含めた外部の組織・機関等とのネットワークを有しているか。

## 審査の観点②

---

### 2. 博士後期課程学生の選抜計画・方法

- 大学の研究科や専攻など既存の枠組みや学問分野にとらわれることなく、将来性のある優秀な博士後期課程学生を横断的に選抜できる手法が設定されているか。（ただし、既存組織に定員を割り振る等は不可。）
  - ※ 事後的なフォローアップを踏まえた点検・見直し、最終的な学内の博士号審査システムへのフィードバックの在り方なども含む。
- 新規研究分野の開拓や社会課題解決への貢献等の端緒となる挑戦的・融合的な研究を生み出す学生を選抜できる手法が設定されているか。
- 事業統括から申請された博士後期課程学生の選抜体制が、学外の有識者の参画も得た上で、大学の研究科や専攻など既存の枠組みや学問分野にとらわれることなく、独立した透明な選抜を確保する体制となっているか。
- 事業統括から申請された学生数が、真に優秀な学生の選抜を行うものと認められる人数規模となっているか。また、博士後期課程学生支援プロジェクトの内容や各大学の在籍者数、学生の属性等に照らし、安定・継続して研究環境の確保や必要な支援の提供を実施できる適切な人数規模となっているか。

## 審査の観点③

### 3. 博士後期課程学生へ提供する研究環境・支援の内容

- 事業統括の所属大学において、これまでに、博士後期課程学生支援のためのどのような取組が実施され、それがどのような実績及び評価へと至っているか。
- 博士後期課程学生支援プロジェクトを通じて提供される研究環境は、支援対象となる博士後期課程学生が他の雑務等に追われることなく自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念できる環境が確保され、URAや技術職員の配置等、これをバックアップできる工夫・取組が組み込まれているか。
- 博士後期課程学生支援プロジェクトの内容が、どのような社会構造の変化を踏まえてどのような分野の博士人材育成を強化していくのかに関する所属大学等の理念や方針と実現可能な形で整合的に構成されており、組織としての独自性・戦略性等が十分に反映されたものとなっているか。
- 博士後期課程学生支援プロジェクトを通じて行われる若手研究者としての博士後期課程学生への環境整備やキャリアパス支援の内容や構想が、将来的に我が国における科学技術の発展やイノベーション創出への適切な還元が期待されるものとなっているか。
- 博士後期課程学生支援プロジェクト中のキャリア開発・育成コンテンツについて、支援対象学生の博士課程修了後の多様なキャリアパス確保に資するような充実した内容が確保されており、かつ、安定的・継続的に実現可能なものとなっているか。（特に、下記の内容について確認）
  - ① 海外大学への派遣機会の提供（派遣先、派遣期間、派遣規模等）
  - ② 産学連携によるインターンシップ機会の提供（インターンシップの内容、期間、待遇条件等）
  - ③ トランスファラブルスキルの習得に関する各種支援
  - ④ 学内外の若手向けポストの確保・整備
- その他、卓越した研究者等からなるメンター群からのサポートや授業料減免等、独自の博士後期課程学生支援に関する取組の充実が図られているか。

## 研究奨励費等及び事業統括配分経費の使途

### □ 研究奨励費等及び事業統括配分経費の使途

研究奨励費等及び事業統括配分経費は、以下の使途に支出することができます。

なお、事業統括配分経費については、キャリア開発・育成コンテンツの準備・実施等に係る経費として活用し、当該コンテンツを通じたサービスや役務の形で学生への還元を行うとすることも可能とします。（純粋な事務局経費等、学生への還元が見込まれないものは不可）

費目		摘要
直接経費	物品費	学生が研究に必要な設備・備品・消耗品等を新たに購入するための経費
	旅費	学生本人の海外・国内出張（資料収集、各種調査、打合せ、研究開発成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）
	研究奨励費・謝金	学生に支給する研究奨励費（生活費相当額）、学生の研究開発への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等）をする者に係る謝金等の支払いのための経費 ※事業統括の人件費・謝金は支出できません。
	その他	上記のほか学生が自身の研究課題を実施するための経費（具体例は公募要領ご参照）
間接的経費		措置しない



## 各大学の協力事項①

---

- 各大学からは可能な範囲で以下の協力を求める予定です。なお、事業実施上で有益であると認められる場合は、下記以外の協力を求める場合もありますので、予めご了承下さい。

### 1. 博士後期課程学生交流会への参加

- 本事業に参加した博士後期課程学生が大学横断的に交流を行う交流会の開催を予定しています。他大学の学生との交流を通じ、学生同士の相互触発やネットワーク作りを図ります。
- 1回あたりの規模は数十人程度、1泊2日程度、各学生は参加期間で1回程度の参加を想定しています。

### 2. 運営チームメンバー交流会への参加

- 各大学のキャリア開発・育成コンテンツの企画・実施を担当するURA等の運営チームメンバーの交流会の開催を予定しています。
- 各大学の運営チームメンバーは、自大学における取り組みを紹介し、グッドプラクティスの共有を図ります。また、大学横断的なネットワーク作りを図ります。

### 3. 各大学におけるキャリア開発・育成コンテンツの情報収集

- 各大学におけるキャリア開発・育成コンテンツに関する先導的な取り組みについて情報収集します。
- 収集した情報はJSTのホームページ等で普及・展開し、各大学においてグッドプラクティス的に活用頂くことを想定しています。
- また、各大学は企業研究者や採用担当者等のレクチャー等をオンラインにより他大学の学生も視聴できるようにすることで学生と企業のマッチングの機会を広げる等、大学間の相互協力を図ります。

## 各大学の協力事項②

---

### 4. 学生へのモニタリング調査

- JSTでは、各博士後期課程学生支援プロジェクトの実施状況に関し、支援学生に対して直接フォローアップを行うとともに、JSTの担当部署への支援学生のアクセスを担保し、直接、意見等を受け付け、それらの結果を各博士後期課程学生支援プロジェクトの評価に直接活用します。各大学は学生にその旨を周知するとともに、学生に連絡可能なメールアドレスをJSTに登録してください。

### 5. 育成効果の評価及び追跡調査

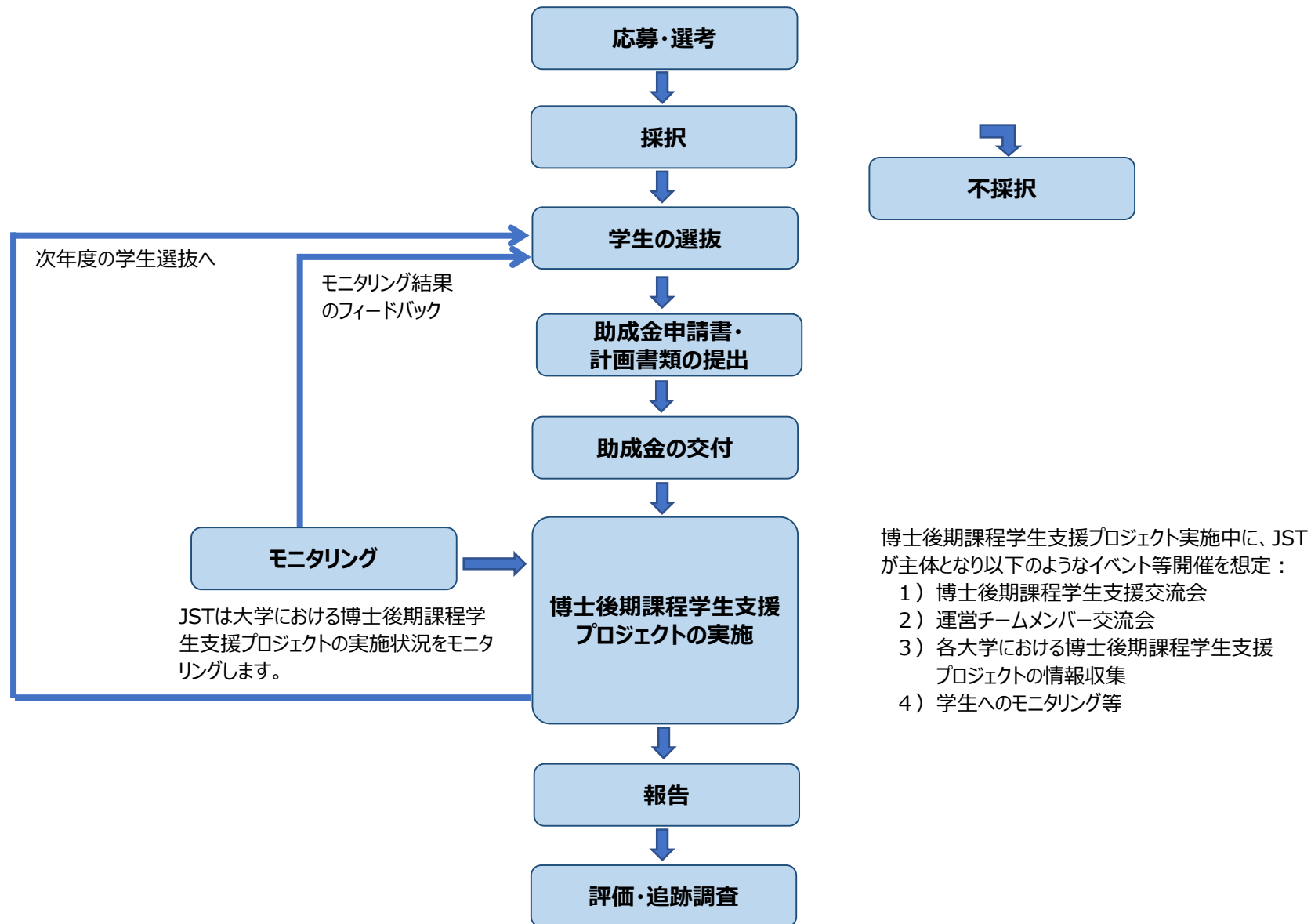
- キャリア開発・育成コンテンツによる育成効果の評価は、本事業に参加した学生の能力向上を実証するのに有益です。このため、可能な範囲で育成効果の評価に取り組むようお願い致します。また、修了生についてはその後のキャリアについて10年以上、追跡調査をお願いします。
- これらの育成効果の評価結果及び追跡調査の結果については、JSTに情報提供をお願い致します。JSTにおいて、各大学における結果を取りまとめ、統計データとして発信する予定です。

### □ 博士後期課程学生支援プロジェクトの評価について

- JSTは大学における博士後期課程学生支援プロジェクトの実施状況について、個別の学生に対するJSTからの直接の意見聴取をはじめ、サイトビジット、進捗報告会、報告書等を含むモニタリングを行い、個々の学生による研究の実施状況やキャリア開発・育成コンテンツの実施状況等について確認します。
- 確認の結果、研究やキャリア開発・育成コンテンツが申請内容と異なる等、改善が必要と判断される場合は改善勧告を発出します。また、改善勧告後も改善が見られない場合は、事業期間中であっても、活動経費の減額や博士後期課程学生支援プロジェクトの中止や中断などの措置をとることがあります。
- JSTは、事業終了年度に事後評価を実施します。また、評価結果は公開する予定です。
- JSTは、追跡調査を実施します。
- 上記のほか、JSTは、本事業に参画する各大学の取組及び成果の状況について、EBPM（Evidence-based Policy Making、エビデンスに基づく政策立案）及び説明責任の観点から関連データの把握を行い、これを大学名等とあわせて適宜公表します。

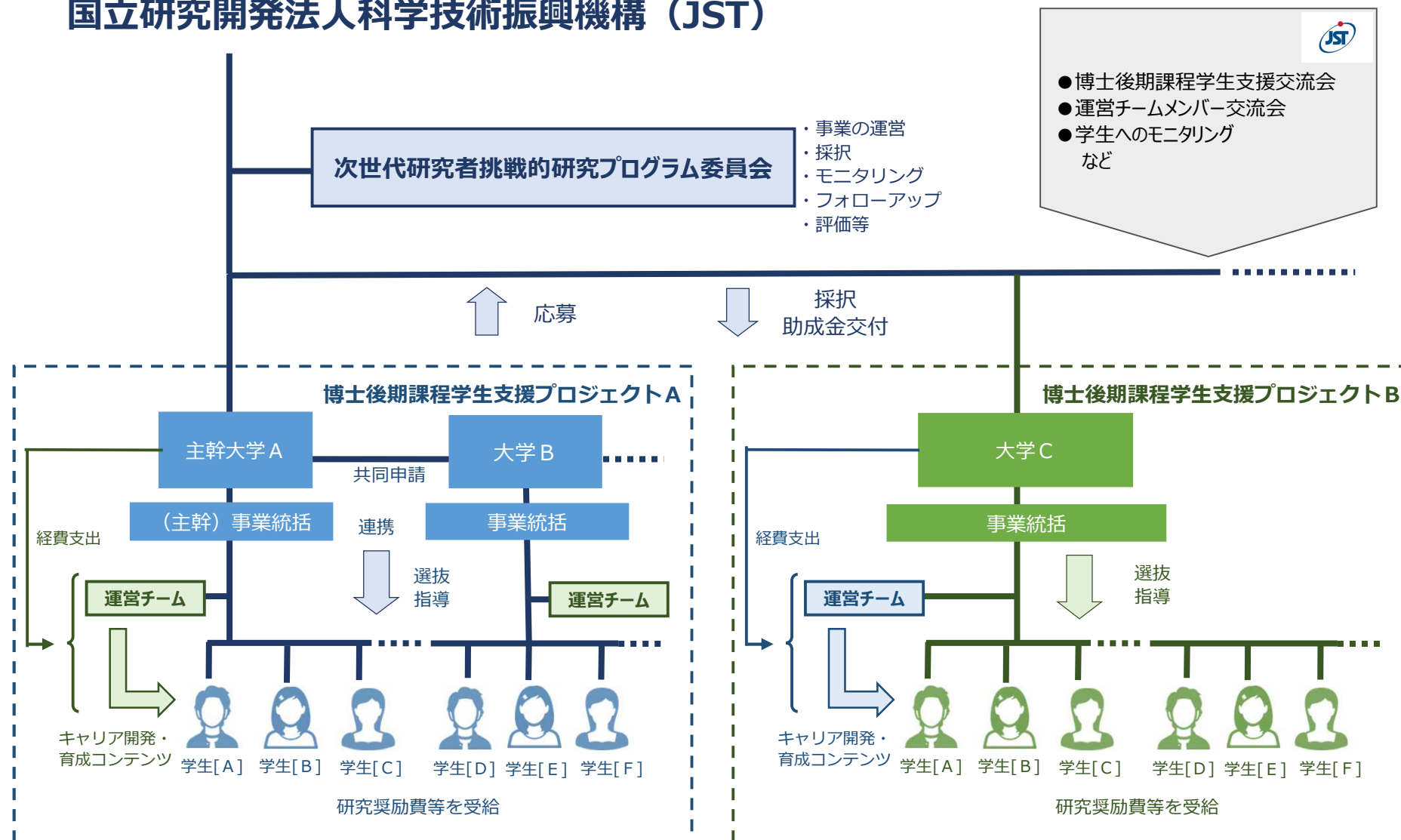
# 本事業の推進方法

□ 本事業の推進方法は以下の通り：



# 本事業の概要図

## 国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST)



## 申請方法

---

### □ 申請方法について

申請書類等、応募に必要な資料は、公募ウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/jisedai/>)からダウンロードしてください。

#### (1) 申請書類

①申請様式1：申請書（wordファイル）

②申請様式2：予算計画書（excelファイル）

※ ①②をPDF形式で1つのファイルに結合し、サイズは合計10MB以下とすること。

#### (2) 提出方法

申請書類を「[jisedai-application@jst.go.jp](mailto:jisedai-application@jst.go.jp)」宛に電子メールで提出してください。

##### ※ 留意事項

- ✓ 送信ファイル名は「【次世代研究者挑戦的研究プログラム】事業統括所属機関名」としてください。
- ✓ 添付ファイルは合計10MB以下でお願いします。10MBを超える場合は分割して送信してください。
- ✓ メール到着後、翌日中（土日祝日を除く）に受領通知を送信者に対しメールで返信します。メール送付から2日以内（土日祝日を除く）に受領通知が届かない場合は、速やかにご連絡ください。
- ✓ 提出された申請に係る書類については、公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は認めません。
- ✓ 申請に係る書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れがあった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載があった場合は、選定後においても、選定が取り消されることがあります。

## 研究倫理教育に関するプログラム

---

### □ 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

事業統括は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

● 研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済みの手続きは以下の（１）～（２）のいずれかにより行ってください。

（１）所属機関におけるプログラムを修了している場合

・申請様式の該当箇所にて、申告してください。

（２）所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去にJSTの事業等においてeAPRIN（旧CITI）を修了している場合は、

・申請様式の該当箇所にて申告してください。

b. 上記a.以外の場合

・JSTを通じてeAPRIN（旧CITI）ダイジェスト版の受講が可能です。費用負担は不要で、所要時間はおおむね1～2時間程度です。<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

※ 研究機関において、eAPRINが実施されていない場合には、個別にご相談ください。

※ 学生の研究倫理教育に関するプログラム受講の手続き等は研究機関が行い、学生の受講の確認は事業統括及び研究機関に実施いただきます。

## 研究倫理教育

---

### □ 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

- 本事業に参画する研究者等は、国のガイドライン等にて求められている研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講することになります。
- 事業統括は、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。



## お問い合わせ先

---

〒102-8666

東京都千代田区四番町 5 番地 3 サイエンスプラザ

国立研究開発法人科学技術振興機構

科学技術イノベーション人材育成部

次世代研究者挑戦的研究プログラム推進室

E-mail : <公募に関するお問い合わせ・申請書提出> [jisedai-application@jst.go.jp](mailto:jisedai-application@jst.go.jp)

<プログラムに関するお問い合わせ> [jisedai@jst.go.jp](mailto:jisedai@jst.go.jp)

**※お問い合わせはメールにてお願いします。**

※本資料は次世代研究者挑戦的研究プログラムホームページにも掲載予定です。

・JSTホームページ : <https://www.jst.go.jp>

・次世代研究者挑戦的研究プログラムホームページ : <https://www.jst.go.jp/jisedai/>